

各 位

平成 27 年 5 月 25 日

会 社 名 アトミクス株式会社

代表者名 代表取締役社長 小林和幸

(コード番号 4625)

問合せ先 管理統括部長 冨士田 学

電 話 03-3969-0471

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第68期 定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたのでお 知らせします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 31 条(社外取締役との責任限定契約)及び第 42 条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものです。なお、第 31 条の新設につきましては各監査役の同意を得ています。また、上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別表のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 26 日 (金) [予定] 平成 27 年 6 月 26 日 (金) [予定]

	() 44444 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
	(社外取締役との責任限定契約)
(新 設)	第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定
	により、社外取締役との間に、同法第 423
	条第1項の賠償責任を限定する契約を締
	結することができる。 ************************************
	ただし、当該契約に基づく賠償責任の 限度額は、法令に定める最低責任限度額
	<u>C 9 .00</u>
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 31 条~第 40 条(条文省略)	第 32 条~第 41 条(現行どおり)
	(社外監査役との責任限定契約)
(新 設)	第 42 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定
	により、社外監査役との間に、同法第 423
	条第1項の賠償責任を限定する契約を締
	結することができる。
	ただし、当該契約に基づく賠償責任の
	限度額は、法令に定める最低責任限度額
	<u>とする。</u>
第 41 条~第 49 条 (条文省略)	第 43 条~第 51 条(現行どおり)
<u> </u>	N1 10 V N1 01 V (SP11 C 40))

以 上